

10.2 投資・サービス章留保表（附属書 I & II） オーストラリア

梅津英明*
柴田久**
立川聡***

I. 現在留保（附属書 I）

投資章・サービス章におけるオーストラリアの中央政府・地域政府レベルでの現在留保のうち、主な内容は以下の通り（全ての分野を網羅しているものではない点に留意されたい）。なお、下記で特段の記載のない限り、中央政府レベルでの現在留保を意味する。

分野	留保対象義務／概要
全分野	<p>内国民待遇（投資章・サービス章）、最恵国待遇（投資章・サービス章）、特定措置の履行要求（投資章）、経営幹部及び取締役会（投資章）並びに現地における拠点（サービス章）</p> <p>地域政府レベルの留保として、地域政府レベルにおける既存の全ての不適合措置が規定されている。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【解説・コメント】</p> <p>地域政府とは、オーストラリアについては、同国の州、オーストラリア首都特別地域又は北部準州をいう（1章附属書 1—A）。</p> </div>
全分野	<p>内国民待遇（投資章）並びに経営幹部及び取締役会（投資章）</p> <p>1. 以下に掲げる投資については、オーストラリア政府への通知及びその承認を要する。</p> <p>(a) 下記に定める分野における、当該資産価値が 252 百万豪ドル（2015 年 1 月 1 日時点。毎年 1 月 1 日に指定。）を超える既存のオーストラリアの事業又は所定の株式会社への外国投資家による投資</p> <p>(i) 通信分野</p> <p>(ii) 運送分野（空港、港湾設備、鉄道インフラ、国際・国内の航空・海運に係るサービス（オーストラリア内又はオーストラリア発着の双方</p>

* うめつ ひであき／弁護士・森・濱田松本法律事務所

** しばた ひさし／弁護士・森・濱田松本法律事務所

*** たつがわ さとし／弁護士・森・濱田松本法律事務所

	<p>を含む)) 等</p> <p>(b) 別途定義される金融分野の会社を除く、その他全ての分野における、既存のオーストラリアの事業又は所定の会社への外国投資家による投資であって、その総資産の価値が 1,094 百万豪ドル (2015 年 1 月 1 日時点。毎年 1 月 1 日に指定。) を超えるもの</p> <p>(c) 外国の政府系投資家による直接投資 (投資額を問わない)</p> <p>(d) メディア分野における外国投資家による 5%以上の投資 (投資額を問わない)</p> <p>(e) 財産価値が 1,094 百万豪ドル (2015 年 1 月 1 日時点。毎年 1 月 1 日に指定。) 超の開発済みの非居住・商業用の不動産に対する外国投資家による投資</p> <p>2. 「許容できない株式保有状況 (unacceptable shareholding situation)」又は「実質的な支配関係 (practical control)」につながる外国投資家による既存の金融分野の会社の株式の取得又は協定の締結は一定の条件に従い拒絶されうる。</p> <p>なお、「unacceptable shareholding situation」及び「practical control」は、Financial Sector (Shareholdings) Act 1998 (Cth)に定義される。</p>
<p>全分野</p>	<p>特定措置の履行要求 (投資章)</p> <p>中央政府又は地域政府のいずれのレベルにおいても、登録又は開示された意匠は、オーストラリア政府 (又はオーストラリア政府からその権限を与えられた者) によって利用されうる。</p>
<p>通信サービス</p>	<p>内国民待遇 (投資章) 並びに経営幹部及び取締役会 (投資章)</p> <p>Telstra における外国資本の総計が 35%以下に限定される。個別又は関連する集団での外国投資は、5%以下に限定される。</p> <p>Telstra の議長及び取締役の過半数は、オーストラリア市民でなければならず、Telstra は本社、事業の本拠地及び法人設立地をオーストラリアに維持しなければならない。</p> <div data-bbox="443 1664 1353 1809" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【解説・コメント】</p> <p>Telstra は通信会社であり、留保事項が対象とする法令その他の措置として、Telstra Corporation Act 1991 (Cth)が記載されている。</p> </div>
<p>運送サービス</p>	<p>内国民待遇 (投資章・サービス章) 及び現地における拠点 (サービス章)</p> <p>オーストラリアを出発地又は目的地とする国際定期貨物運送サービスを提供する全ての外洋貨物船は、常に、オーストラリアに居住する自然人により代表されなければならない。</p>

海上運送	<p>内国民待遇（投資章・サービス章）及び現地における拠点（サービス章）</p> <p>オーストラリア船舶登録簿に登録される船舶については、オーストラリア人が過半数を所有するか、又はオーストラリアの運航業者への裸備船でなければならない。小型船の場合、船舶は、オーストラリア居住者及び／又はオーストラリア国民が全て所有するか、独占的に運航してなければならない。</p> <p>国際船舶登録簿に登録される交易船については、オーストラリア人が全部若しくは過半数を所有するか、オーストラリアの運航業者への裸備船か、又はオーストラリア居住者若しくはオーストラリア国民、若しくはその双方が独占的に運行しなければならない。船長又は一等航海士等は、オーストラリア国民又はオーストラリア居住者でなければならない。</p>
運送サービス	<p>内国民待遇（投資章）並びに経営幹部及び取締役会（投資章）</p> <p>オーストラリアの国際航空会社（Qantas を除く。）に対する外国資本の総計は、最大で 49%に限定される。</p> <p>さらに、以下の事項が要求される。</p> <p>(i) 取締役会の 2/3 以上はオーストラリア市民でなければならない。</p> <p>(ii) 取締役会の議長はオーストラリア市民でなければならない。</p> <p>(iii) 航空会社の本社はオーストラリアに所在してなければならない。</p> <p>(iv) 航空会社の事業の本拠地はオーストラリアに所在してなければならない。</p>

【附属書 I に関する全体的解説・コメント】

日本・オーストラリア経済連携協定でも、TPP 協定と同様、義務が適用されない措置や分野を列挙する方式（いわゆるネガティブ・リスト方式）が採用されていた。日本・オーストラリア経済連携協定のネガティブ・リストと TPP 協定のネガティブ・リストには、重複する内容が多いが、TPP 協定では、会社にオーストラリア居住の取締役等がいなければならないといった要件が留保されないなど、一定の改善がみられる。

II. 包括的留保（附属書 II）

投資章・サービス章におけるオーストラリアの包括的留保のうち、主な内容は以下の通り（全ての分野を網羅しているものではない点に留意されたい。）。

分野	留保対象義務／概要
全分野	<p>市場アクセス（サービス章）</p> <p>オーストラリアは、自然人の存在を通じて行われるサービスの提供については、第 12 章（ビジネス関係者の一時的な入国）の条項に従い、サービスの貿易に関する一般協定（GATS）第 16 条におけるオーストラリアの義務に矛盾しない措置を採用し、又は維持する権利を留保する。</p>
全分野	<p>市場アクセス（サービス章）</p> <p>オーストラリアは、地域政府レベルにおいて、サービスの貿易に関する一般協定（GATS）第 16 条におけるオーストラリアの義務に矛盾しない措置を採用し、又は維持する権利を留保する。オーストラリアの義務の内容は、後述のとおり修正されている。</p>
全分野	<p>内国民待遇（投資章）及び特定措置の履行要求（投資章）</p> <p>オーストラリアは、開発済みの非居住・商業用の不動産を除き、外国人又は外国政府投資家によるオーストラリア市街地への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。</p>
流通サービス	<p>市場アクセス（サービス章）</p> <p>オーストラリアは、タバコ製品、アルコール飲料及び武器の卸売及び小売サービスに関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。</p>
全分野	<p>最恵国待遇（投資章・サービス章）</p> <p>オーストラリアは、TPP 協定が発効するまでの間に発効し又は署名された二国間又は多国間の国際協定に従ってサービス提供者又は投資家に有利な待遇を与える措置を採用し、又は維持する権利を留保する。</p> <p>オーストラリアは、豪州・ニュージーランド経済関係緊密化協定（ANZCERTA）の当事国間における経済統合又は貿易自由化の一部として、サービス提供者又は投資家に対し、有利な待遇を与える措置を採用し、又は維持する権利を留保する。</p> <p>オーストラリアは、TPP 協定の発効後に発効し又は署名される国際協定に従って、太平洋諸島フォーラムの参加国のサービス提供者又は投資家に有利な待遇を与える措置を採用し、又は維持する権利を留保する。</p> <p>オーストラリアは、以下に関する事項については、TPP 協定の発効後</p>

	<p>に発効し又は署名される二国間又は多国間の国際協定に従ってサービス提供者又は投資家に有利な待遇を与える措置を採用し、又は維持する権利を留保する。</p> <p>(i) 航空 (ii) 漁業 (iii) 海事（海難救助を含む。）</p>
--	---

また、オーストラリアは、市場アクセス（サービス章）につき、サービスの貿易に関する一般協定（GATS）第 16 条におけるオーストラリアの義務につき、概要、以下の点で改善している（全ての分野を網羅しているものではない点に留意されたい。）。

【解説者注】

下表の記載において、第 1 モードとは、越境取引（ある国の領域から他の国の領域へのサービス提供）を、第 2 モードとは、国外消費（ある国の領域における他の国のサービス消費者へのサービス提供）を、第 3 モードとは、商業拠点（ある国のサービス提供者による、他の国の領域における商業拠点を通じたサービスの提供）を、第 4 モードとは、人の移動（ある国のサービス提供者による、他の国の領域内における自然人を通じてのサービス提供）をそれぞれ意味する。

分野	市場アクセスの改善
実務サービス	
自由職業サービス	
法律サービス	
国内法（受入国の法）における法律相談及び代理サービス	<p>従来、第 1 モードから第 3 モードに課していた制限をなくし、「制限しない」こととする。</p> <p>第 4 モードについては、分野横断的なセクションで記載されたものを除き拘束されないこととする。</p>
外国法及び国際法における法律サービス、並びに仲裁、和解／調停サービス（外国法及び国際法のみに関連するものに限る。）	<p>従来、第 1 モードから第 2 モードに課していた制限をなくし、「制限しない」こととする。</p> <p>第 3 モードについては、以下の通りとする。</p> <p>南オーストラリアでは、外国法を業務とす</p>

	<p>る自然人は顧問として現地事務所に参画することができるのみであり、パートナーシップに加入したり、現地弁護士を雇ったりすることはできない。</p> <p>第4モードについては、分野横断的なセクションに記載されたものを除き拘束されないこととする。</p>
研究及び開発のサービス	
自然科学及びエンジニアリングの研究及び開発のサービス (CPC851)	<p>以下の通り新たな約束をした。</p> <p>第1モード：制限しない。</p> <p>第2モード：制限しない。</p> <p>第3モード：制限しない。</p> <p>第4モード：分野横断的なセクションに記載されたものを除き拘束されない。</p>
学際的な研究及び開発のサービス (CPC853)	<p>以下の通り新たな約束をした。</p> <p>第1モード：制限しない。</p> <p>第2モード：制限しない。</p> <p>第3モード：制限しない。</p> <p>第4モード：分野横断的なセクションに記載されたものを除き拘束されない。</p>
その他の実務サービス	
景観設計サービス (CPC86742)	<p>以下の通り新たな約束をした。</p> <p>第1モード：制限しない。</p> <p>第2モード：制限しない。</p> <p>第3モード：制限しない。</p> <p>第4モード：分野横断的なセクションに記載されたものを除き拘束されない。</p>
技術検査及び分析サービス (CPC8676)	<p>以下の通り新たな約束をした。</p> <p>第1モード：制限しない。</p> <p>第2モード：制限しない。</p> <p>第3モード：制限しない。</p> <p>第4モード：分野横断的なセクションに記載されたものを除き拘束されない。</p>
掘削のための整地作業 (CPC5115)	<p>以下の通り新たな約束をした。</p> <p>第1モード：制限しない。</p>

	<p>第2モード：制限しない。 第3モード：制限しない。 第4モード：分野横断的なセクションで記載されたものを除き拘束されない。</p>
製造業に付随するサービス（CPC884 及び 885（CPC88442 を除く））	<p>以下の通り新たな約束をした。 第1モード：制限しない。 第2モード：制限しない。 第3モード：制限しない。 第4モード：分野横断的なセクションで記載されたものを除き拘束されない。</p>
科学及び技術に関連する相談サービス（CPC8675）	
地質学、地球物理学及びその他の科学的探査サービス（CPC86751）	<p>以下の通り新たな約束をした。 第1モード：制限しない。 第2モード：制限しない。 第3モード：制限しない。 第4モード：分野横断的なセクションで記載されたものを除き拘束されない。</p>
地表下の調査サービス（CPC86752）	<p>従来、第1モードから第3モードに課していた制限をなくし、「制限しない」こととする。 第4モードについては、分野横断的なセクションに記載されたものを除き拘束されないこととする。</p>
地図作成サービス（CPC86754）	<p>以下の通り新たな約束をした。 第1モード：制限しない。 第2モード：制限しない。 第3モード：制限しない。 第4モード：分野横断的なセクションで記載されたものを除き拘束されない。</p>
機器（船舶、航空機又はその他の運送機器は含まない）の保守及び修理（CPC633 及び 8861-8866）	<p>以下の通り新たな約束をした。 第1モード：制限しない。 第2モード：制限しない。 第3モード：制限しない。 第4モード：分野横断的なセクションで記</p>

	載されたものを除き拘束されない。
こん包サービス (CPC8760)	以下の通り新たな約束をした。 第1モード：制限しない。 第2モード：制限しない。 第3モード：制限しない。 第4モード：分野横断的なセクションで記載されたものを除き拘束されない。
特殊デザインサービス (CPC87907)	従来、内装デザインに課していた制限をなくし、第1モードから第3モードを「制限しない」こととする。 第4モードについては、分野横断的なセクションで記載されたものを除き拘束されないこととする。
通信サービス	
通信及び関連エンジニアリングサービス	従来、第1モードから第3モードに課していた制限をなくし、「制限しない」こととする。 第4モードについては、分野横断的なセクションで記載されたものを除き拘束されないこととする。
音声の電話サービスなどの所定の小分野	従来、第1モードから第3モードに課していた制限をなくし、「制限しない」こととする。 第4モードについては、分野横断的なセクションで記載されたものを除き拘束されないこととする。
建設及び関連するエンジニアリングサービス	
その他	
その他の土木に係る総合建設工事(CPC511、515及び518)	以下の通り新たな約束をした。 第1モード：拘束されない。 第2モード：制限しない。 第3モード：制限しない。 第4モード：分野横断的なセクションで記載されたものを除き拘束されない。

流通サービス	
問屋サービス (CPC62111、62112、62113-62118)	
卸売サービス (CPC6221、6222、6223-6228)	<p>従来、第 1 モードから第 3 モードに課していた制限をなくし、「制限しない」こととする。</p> <p>第 4 モードについては、分野横断的なセクションに記載されたものを除き拘束されないこととする。</p>
小売サービス (CPC631、63211、63212、6322、6323、6324、6325、6329、61112、6113、6121)	<p>従来、第 2 モード及び第 3 モードに課していた制限をなくし、「制限しない」こととする。</p> <p>第 1 モードについては通信販売を除き拘束されないこととする。</p> <p>第 4 モードについては、分野横断的なセクションに記載されたものを除き拘束されないこととする。</p>
環境サービス	
廃水管理 (CPC9401) 等	<p>従来、「下水サービス」に課していた制限をなくし、第 1 モードから第 3 モードを「制限しない」こととする。</p> <p>第 4 モードについては、分野横断的なセクションに記載されたものを除き拘束されないこととする。</p>
廃棄物管理 (CPC9402、9403)	<p>従来、「ごみ処理サービス」並びに「衛生サービス及びこれに類似するサービス」に課していた制限をなくし、第 1 モードから第 3 モードを「制限しない」こととする。</p> <p>第 4 モードについては、分野横断的なセクションに記載されたものを除き拘束されないこととする。</p>
大気及び気候の保護 (CPC9404) 等	<p>以下の通り新たな約束をした。</p> <p>第 1 モード：制限しない。</p> <p>第 2 モード：制限しない。</p> <p>第 3 モード：制限しない。</p>

	第 4 モード: 分野横断的なセクションで記載されたものを除き拘束されない。
観光サービス及び旅行に関連するサービス	
旅行代理店及び観光客の案内サービス (CPC7471)	従来、第 1 モードから第 3 モードに課していた制限をなくし、「制限しない」こととする。 第 4 モードについては、分野横断的なセクションで記載されたものを除き拘束されないこととする。
運送サービス	
航空運送サービス	
空港運営サービス (10.1 条に定める意味とする。)	以下の通り新たな約束をした。 第 1 モード: 制限しない。 第 2 モード: 制限しない。 第 3 モード: 制限しない。 第 4 モード: 分野横断的なセクションで記載されたものを除き拘束されない。
地上取扱サービス (10.1 条に定める意味とする。)	以下の通り新たな約束をした。 第 1 モード: 制限しない。 第 2 モード: 制限しない。 第 3 モード: 制限しない。 第 4 モード: 分野横断的なセクションで記載されたものを除き拘束されない。
航空機の保守及び修理サービス (ライン整備を除き、航空機がサービスを止めている間)	従来、「航空機の保守及び修理」に課していた制限をなくし、第 1 モードから第 3 モードを「制限しない」こととする。 第 4 モードについては、分野横断的なセクションで記載されたものを除き拘束されないこととする。
航空運送サービスの販売及びマーケティング (10.1 条に定める意味とする。)	以下の通り新たな約束をした。 第 1 モード: 制限しない。但し、小売サービスは、通信販売を除き拘束されない。 第 2 モード: 制限しない。 第 3 モード: 制限しない。 第 4 モード: 分野横断的なセクションで記

	載されたものを除き拘束されない。
鉄道運送サービス	
貨物運送（CPC7112）等	以下の通り新たな約束をした。 第1モード：制限しない。 第2モード：制限しない。 第3モード：一定の制限が残る。 第4モード：分野横断的なセクションで記載されたものを除き拘束されない。
道路運送サービス	
冷凍商品の運送（CPC71231）等	以下の通り新たな約束をした。 第1モード：制限しない。
郵便物の運送（CPC71235）等	以下の通り新たな約束をした。 第1モード：制限しない。 第2モード：制限しない。 第3モード：制限しない。 第4モード：分野横断的なセクションで記載されたものを除き拘束されない。
全ての形態の運送の補助的なサービス	
貯蔵及び倉庫サービス（CPC742（海事を除く。））	従来、第2モード及び第3モードに課していた制限をなくし、「制限しない」こととする。 第1モードについては拘束されないこととする。 第4モードについては、分野横断的なセクションで記載されたものを除き拘束されないこととする。
貨物運送代理店サービス（CPC748（海事を除く。））	従来、「貨物輸送」に課していた制限をなくし、第1モードから第3モードを「制限しない」こととする。 第4モードについては、分野横断的なセクションで記載されたものを除き拘束されないこととする。
その他のサポート及び補助的な運送サービス（CPC749（海事を除く。））	従来、「出荷前検査」に課していた制限をなくし、第1モードから第3モードを「制限しない」こととする。

	<p>第 4 モードについては、分野横断的なセクションに記載されたものを除き拘束されないこととする。</p>
--	--

【附属書Ⅱに関する全体的解説・コメント】

日本・オーストラリア経済連携協定でも、TPP 協定と同様、義務が適用されない措置や分野を列挙する方式（いわゆるネガティブ・リスト方式）が採用されていた。日本・オーストラリア経済連携協定のネガティブ・リストと TPP 協定のネガティブ・リストには、重複する内容が多いが、日本・オーストラリア経済連携協定で将来留保の対象とされていた船舶の登録に関する措置が現在留保とされるなど一定の改善がみられる。また、上記のとおり、GATS 第 16 条に規定する市場アクセスの内容が改善している。

III. 備考及び更新情報

ver.2 : 附属書Ⅱに関する全体的解説・コメントを加筆の上、明確化のための加筆・修正を行った。